

## 公園便所清掃業務委託共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する公園便所清掃業務委託契約に係る特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いについて、定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注することができる業務（以下「対象業務」という。）は、「令和8年度公園便所清掃業務委託」とする。

(構成員の数)

第3条 共同企業体の構成員の数は、業務の円滑な共同遂行が確保できる数とする。

(構成員の要件)

第4条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 「地方自治法施行令第167条の4」に該当する者でないこと。
- (2) 福岡市競争入札有資格者名簿「建築物清掃」に登録されている者であること。
- (3) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 市税を滞納している者でないこと。
- (7) 福岡市内に本社を有している者であること。
- (8) 法人であること。

2 構成員は本業務に係る2以上の共同企業体の構成員となることができない。

(代表者の要件)

第5条 共同企業体の代表者は、以下の条件を満たしている者であること。

- (1) 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(出資比率)

第6条 すべての構成員の出資比率が、原則として均等割りの100分の75以上でなければならないものとする。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(申請書の提出)

第8条 結成された共同企業体は、入札参加資格確認の申請をするときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 業務委託入札参加資格確認申請書(様式-共同第1号)
- (2) 共同企業体協定書の写し  
(共同企業体協定書のひな形は(別紙-共同1)のとおりとする。)
- (3) 使用印鑑届
- (4) その他市長が定める書類

(資格の確認)

第9条 申請書を提出した共同企業体ごとに、第3条から第6条の規定に基づき定める資格の有無について確認し、当該資格を有すると認められる者を本業務に係る入札に参加することができる資格を有する者とする。

2 前項の資格の確認の結果は、申請書を提出した共同企業体に通知するものとし、当該通知は、入札参加資格の結果通知書をもって代えることができるものとする。

(解散の時期)

第10条 当該委託に係る契約の相手方となった共同企業体は、当該契約の履行完了後3ヶ月を経過した後でなければ解散することができないものとする。

(編成表の提出)

第11条 契約を締結した共同企業体は、契約の日から5日以内に共同企業体編成表(様式-共同第2号)を市長に提出するものとする。同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

## 公園便所清掃業務委託入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者 共同企業体  
の名称

代表者 住 所  
名 称  
代 表 者 ⑩

構成員 住 所  
名 称  
代 表 者 ⑩

構成員 住 所  
名 称  
代 表 者 ⑩

貴市所管に係る公園便所清掃業務委託の入札に参加したいので、業務委託共同企業体を結成し、公園便所清掃業務委託共同企業体協定書並びに指定の書類を添えて入札参加資格確認について申請いたします。

なお、この業務委託入札参加資格確認申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

## 公園便所清掃業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 福岡市発注に係る公園便所清掃業務委託（以下「業務委託」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、公園便所清掃業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の業務に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつた場合も、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社〇〇パーセント

〇〇〇〇株式会社〇〇パーセント

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価す

るものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の完了に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、業務委託の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口、預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

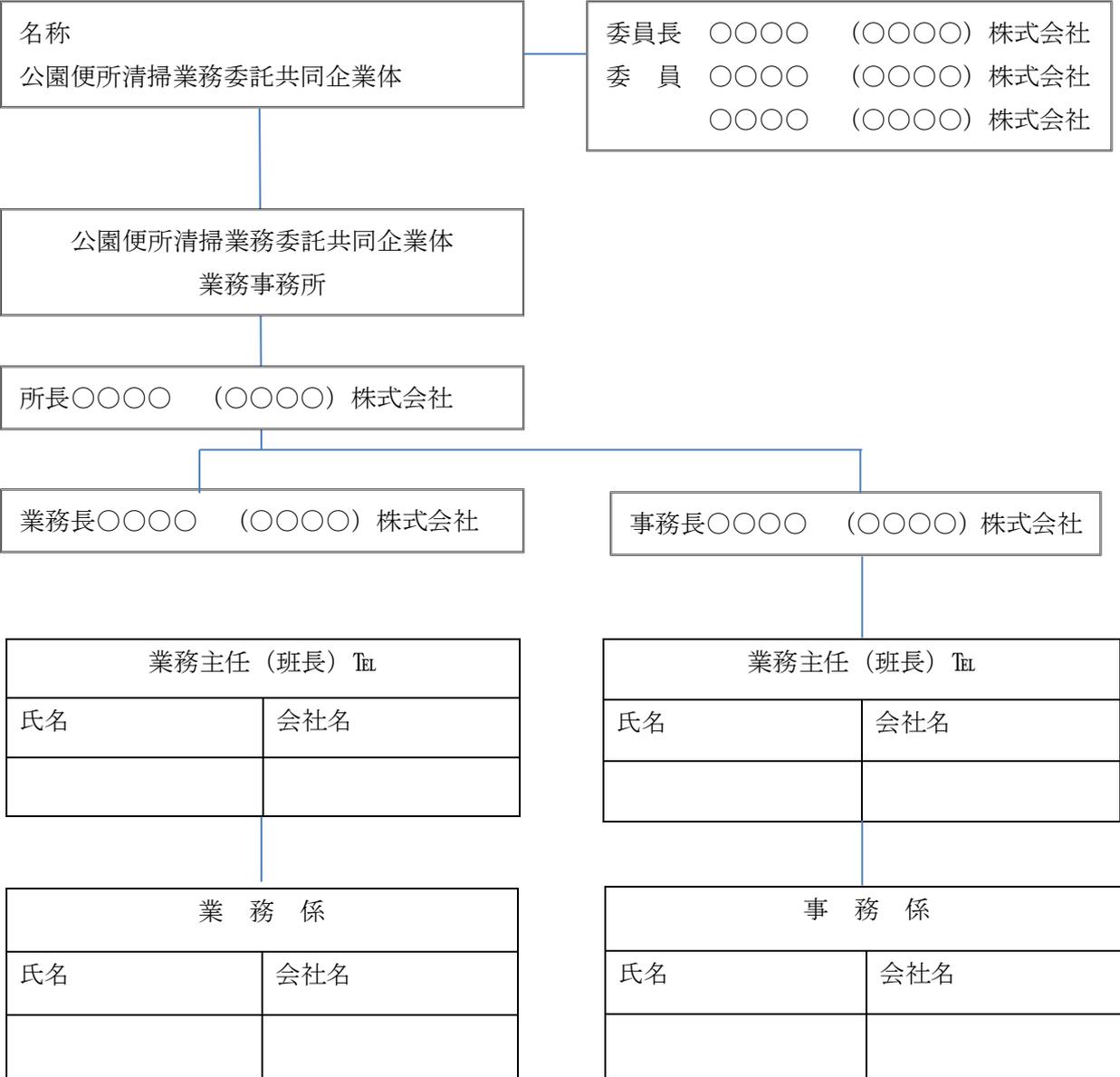
〇〇〇〇株式会社外〇〇社は、上記のとおり〇〇〇〇特定業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役〇〇〇〇 ⑩

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役〇〇〇〇 ⑩

公園便所清掃業務委託共同企業体編成



(注)

- 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
- 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。